

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲリスク管理	全般	共通	環境保全

番号	取組事項
11	農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。

A. 解説

農業は土や水など地域の自然環境を活用して行う産業です。環境を汚染してしまうと安全な土や水を確保することができなくなる恐れがあり、持続的な農業経営が困難になりかねません。自らの農業活動が環境に対してどのような影響を及ぼすのかを評価し、環境保全に努めます。

また、自然環境だけでなく、地域社会との共生といった社会的な環境についても配慮します。例えば、水の利用について水源の汚染を防ぐだけでなく、水利のルールを守る、地域の清掃活動に参加するなど、地域社会と良好な関係を築きます。周辺の方々と良好なコミュニケーションをとりましょう。

具体的な取組の流れは下記のようになります。

- ① 農場の基本情報を確認し、周辺の環境や使用する資源を把握
- ② 環境汚染の起こりやすさ及び環境に対する悪影響の厳しさ※を考慮したリスク評価の実施
- ③ リスク評価に基づき、リスクが高いと評価された環境に負荷を与える要因を除去又は低減するための対策(農場のルール：施肥計画、廃棄物の処分方法等)を設定
- ④ 農場のルールの実施
- ⑤ 農場のルールの実施により環境負荷要因を除去又は低減できているか検証を実施、適切に除去又は低減できていない場合には②からやり直し
- ⑥ ほ場・施設・機械の変更、工程の変更等が発生した場合は②からやり直し

※ 「環境に対する悪影響の厳しさ」とは、取り返しがつかない、自然の回復力・復元力では修正できない、浄化能力を超えるなど、地域や水質、土壤汚染、地球環境に与える影響で判断します。

また、リスクを低減するための対策は以下の 3 つを念頭に組み合わせて立てましょう。

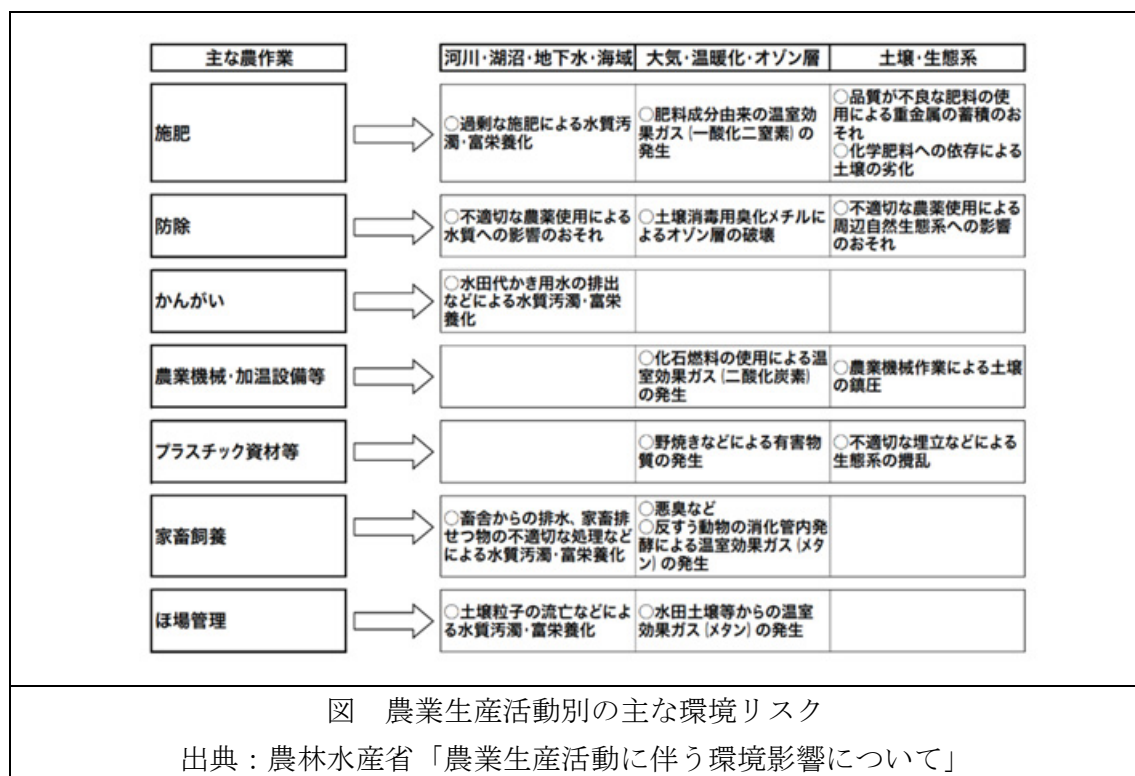
- ・事故が発生する確率を下げる。
- ・発生しても被害の範囲や重大性を小さくする。
- ・被害を補償、補填、修繕する。(リスクが小さい場合、もしくは大きすぎて自らの管理を超える場合に導入される)

近年、世界規模での気候変動が取り沙汰され、我が国でも自然災害が多発しています。自然災害による被害、環境影響を受けやすい農業だからこそ、自らの農場が環境破壊、汚染源とならない取組が大切です。

番号 32、35、46、47、48、50 等と合わせ、環境保全に努めましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
11-1	過剰な施肥で肥料成分が流亡し、水源汚染が発生。	土壌診断を実施する。 自治体等の指針を入手する。 土壌診断結果等に基づき、適切に施肥設計を立案する。 施肥設計を遵守する。
11-2	被覆資材の不適切な処分による、大気汚染と土壌への残留・残痕が発生。	劣化した肥料袋など、プラスチック類の放置、野焼きを行わない。 廃プラスチック回収を適切に行う。 中長期展張フィルム等による長期利用。 生分解性マルチの利用。



C. 関係する法令等

- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）
- ・みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月 12 日農林水産省公表）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲリスク管理	出荷	共通	農場経営管理

番号	取組事項
12	出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。

A. 解説

出荷する農産物には、食品表示法に基づき適正に名称及び原産地を表示します。さらに、納品・取引先には、農場名、商品の情報（数量、規格等）、出荷日もしくは納品日を情報として提供します。この農場名と出荷日は、取引先からの問い合わせに答えられるよう、各種記録に紐づけます。クレームが発生した場合、再発防止のための原因の追及と、被害を最小限に食い止めるために出荷した農産物の回収が必要になります。そのために記録を紐づけ、トレーサビリティを確保します。

トレーサビリティには 2 つの方向があり、ひとつは、事故品から原因となった作業、場所等を特定するために記録を使って辿る作業です。もうひとつは、原因となった作業、場所と同じロットの農産物をどこに出荷したか、記録を使って辿る作業です。この双方向を辿ることができてはじめてトレーサビリティが確保されている状態になります。

農産物と出荷、出荷と収穫、収穫と栽培（防除、施肥、種苗管理等）の記録を日付やほ場名、品種名等で紐づけ、付帯する衛生管理（作業者の体調、手洗い、消毒液濃度等）、品質管理（温度や湿度、保管期間等）の記録とも関連付けることができれば、出荷した農産物の詳細な履歴を辿ることができるようになります。

なお、クレーム対応や商品回収の範囲を決めるために、出荷、収穫の記録について 1 ロットをどのように設定するかが重要です。1 日 1 ほ場を 1 ロット、1 日複数ほ場を 1 ロット、複数日 1 ほ場を 1 ロットなど、農場によって考え方は異なります。ロットの単位を小さくすればするほど、日頃の記録は多くなりますが、問題発生時の原因特定がしやすくなり、出荷停止や回収の範囲は最小限にとどめられます。ロット単位を大きくすれば、日頃の記録はしやすいですが、問題発生時に出荷停止、回収の範囲が大きくなってしまいます。バランスの取れたロット単位を設定する必要があります。

経営方針に従ってロットの考え方を決めたら、日数やほ場の単位＝ロットごとの収穫量、そして調製作業による廃棄量を記録します。こうした一連の記録により、製品の歩留り、秀品率等を把握できるようになりますし、計画と実績を比較し、次期作の計画を立てる際や経営改善にも役立てることが可能になります。

農場では、他の農場の生産工程の一部を請け負うこと、委託すること、また他の農場の農産物を購買して販売、流通することもあります。その場合、他農場の農産物と自農場の農産物とが混ざらないように識別（農場の別を表示）するか、混合したことを記録する必要があります。

生産工程の一部を外部に委託する場合には、農産物のうち、どれが外部に委託した

ものか、把握できるようにしておきます。具体的には、定植するほ場を分ける、定植日・収穫日を分ける、委託する品種と自作する品種を分けるなどします。こうすることで、外部委託先がこちらの要求通りの栽培管理の能力を有するか、評価することができます。また、外部委託又は購入した農産物＝出荷物については、品種別に分ける、出荷先を分ける、伝票や包装に荷印を付けるなどして、識別できるようにしておきます。外部には識別できない方法でも構いません。

もちろん、農場の農産物と、購入又は外部委託した農産物を混合して出荷しても構いませんが、その場合、出荷した農産物へのクレームが、農場の管理によるものなのか、購買先・外部委託先の管理能力によるものなのか、判別できなくなります。混合する場合は、そのまま農場の責任としてクレームに対応する覚悟が必要です。

農産物の出荷や収穫等に係る記録は、番号８と同様、一定期間保管しましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
12-1	農産物へのクレームに対し記録を辿ることができず、原因を把握することができなかったため、次期作でも同種の事故が再発。	出荷する商品の段ボール、袋やフィルムに農場名を記載する。 出荷伝票に農場名と日付を記載する。 出荷伝票の日付と農産物の調製、収穫、栽培等の記録を紐づける。 トレーサビリティが確保されているか、記録を辿って確認する。
12-2	食品安全にかかわる事故が発生したほ場を特定できなかったため、全ほ場の農産物の出荷を一定期間停止。	トレーサビリティが確保されているか、出荷記録、収穫記録、栽培・防除記録を使って照合可能か、日常的に点検する。 辿ることができない記録を把握し、補充、追加する。 回収対象の範囲と損失を考慮し、ロットの単位を決定する。 出荷記録と紐づく調製作業、収穫記録、防除記録を作成し保管する。
12-3	残留農薬基準違反が発覚したが、出荷先が特定できず、全ての農産物を回収する事故が発生。	トレーサビリティが確保されているか、収穫記録、栽培・防除記録を使って照合可能か、日常的に点検する。 辿ることができない記録を把握し、補充、追加する。 回収対象の範囲と損失を考慮し、ロットの単位を決定する。 出荷記録と紐づく調製作業、収穫記録、防除記録を作成し保管する。

番号	【具体例】	【想定される対策】
12-4	農産物へのクレームに対し、購買品と農場の農産物との判別ができず、原因を把握することができなかつたため、次の納品でも同種の事故が再発。	出荷伝票、商品に識別可能な荷印をつける。 商品、出荷伝票から農場、購買品、外部委託工程のある農産物の照合ができるようにする。 トレーサビリティが確保されているか、記録を辿って確認する。

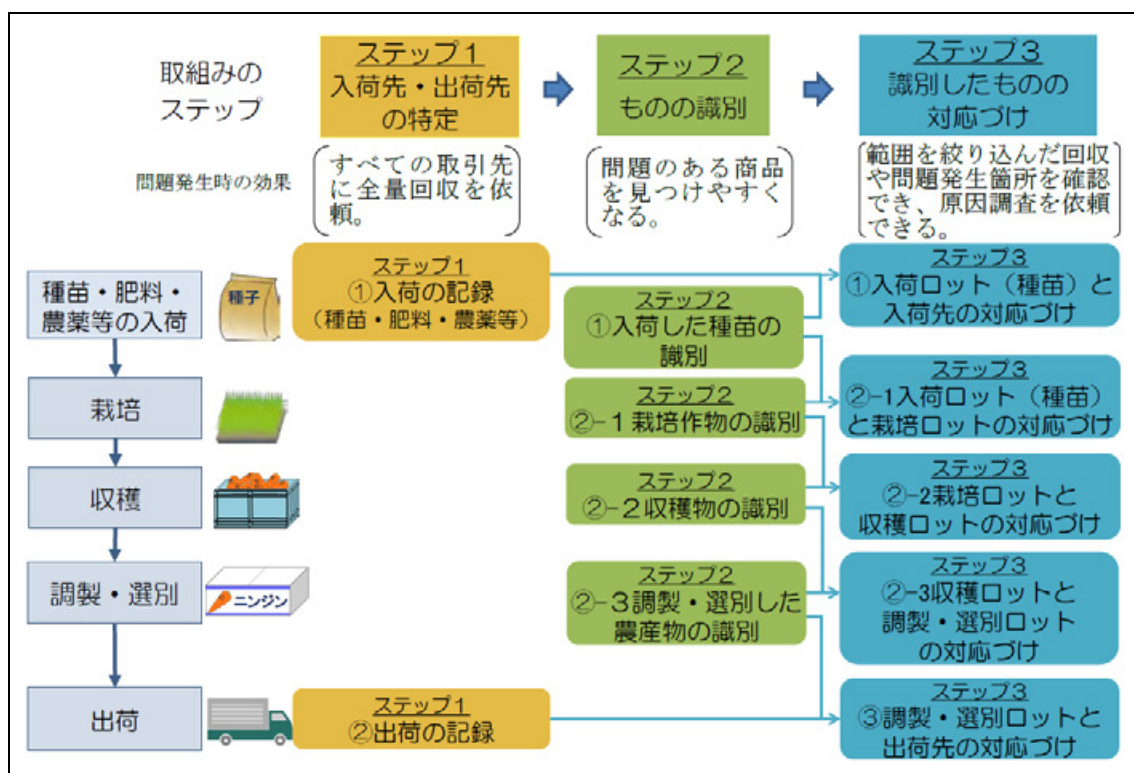


図1 生産者による取組のステップと要素

出典：農林水産省「食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」」



図2 トレーサビリティの実践

出荷する農産物には、出荷先／行き先、用途、日付、数量等を明示し、取り違いが発生しないように管理します。

どのほ場から、どの農産物がどのくらいの量を収穫されたか、農場の規模や事故時の回収等のリスクにより自ら記録の単位と内容を決めます。



C. 関係する法令等

- | |
|---|
| ・ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号） |
|---|

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲリスク管理	調製	飼料作物	農場経営管理

番号	取組事項
13	用途限定米穀、飼料用作物の適切な保管・販売・処分。

A. 解説

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」及び同法に基づく省令では、米穀の出荷及び販売を行う事業者は、用途限定米穀、食用不適米穀について適切に保管しなければならないと定められています。実施すべき事項は、以下の2点です。

① 区分保管

② 票せんによる用途の掲示

同様に、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」及び同法に基づく省令では、米穀の出荷及び販売を行う事業者は、用途限定米穀、食用不適米穀について適切な販売・処分を行わなければならないと定めています。実施すべき事項は、以下の2点です。

③ 販売・譲渡した時の転用防止対策の実施

④ 廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途への使用(食用不適米穀)

法令等を守り、用途が限定される、食用に適さない米穀は、他と混ざらないように管理し、正確に用途を取引先に通知し、転用できないように措置するか、廃棄を行います。押出し清掃で排出した穀物も、用途を限定して、一般に流通しないように措置(自家消費に回す、着色する等)します。

米穀以外のその他の飼料(対象については番号5参照)については同様に、他の用途の農産物と適切に区分して保管し、出荷等しなければなりません。いずれも、飼料用作物がいつ、どれほど収穫、調製されたか、収穫量、乾燥・調製数量、出荷先、出荷量等を適切に管理、記録(記録については番号12を参照のこと)し、いつでも確認できるようにしておきましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
13-1	区分管理が曖昧で、飼料用米を主食用として販売する事故が発生。	主食用の米とは離れた場所に区分して保管する。 票せん等により、用途を明示する。
13-2	用途限定米穀としての処置が不十分で、取違えて主食用として出荷する事故が発生。	見間違い、取違い防止のため出荷形態を指定する。 出荷時に内容物を再確認する。

番号	【具体例】	【想定される対策】
13-3	飼料用作物と生食用農産物を識別、分別していなかったため、用途の異なる農産物を出荷する事故が発生。	見間違い、取違い防止のため出荷形態を指定する。 出荷時に内容物を再確認する。 従業員に保管場所を周知徹底する。

C. 関係する法令等

- ・ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）
- ・ 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成 21 年農林水産省令第 63 号）
- ・ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲリスク管理	全般	共通	農場経営管理

番号	取組事項
14	工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意。

A. 解説

農場で農産物を生産し、取引先に納品するまでの間、外部の事業者等に工程の一部を委託することがあります。その場合、農場の経営者又は責任者は、工程を委託する事業者が農場のルールを遵守できる能力を有しているか評価し、実際に遵守していることを点検・確認することを、委託先に合意してもらうことが重要です。また、農作業等を支援するサービスの提供事業者が表示すべき情報等の指針を定めているので、こういった情報も活用しながら委託する事業者を選択しましょう。

例えば、農場ではGAPをしっかりと行っていたとしても、外部委託した工程の衛生管理が不十分では、食品安全を確保することはできません。そこで、外部委託先に対しても、食品安全、労働安全、環境保全等の各分野について、GAPに基づいて農場が策定したルールに基づく管理を行ってもらうことが必要です。どの工程を委託するのか、食品安全、労働安全、環境保全等を確保するためにどのような対応（ルール）を行うのか、ルールに違反した場合の措置、定期的な点検の受入れなどを取り決めた契約を農場と外部委託先で交わします。農場の責任者は、契約に基づき、定期的に外部委託先に赴き、ルール通り作業を行っているか確認・点検します。適切な作業を行っていない場合は改善を要求します。

なお、GAP認証の審査では、審査機関が外部委託先を審査する場合もあります。審査の際には、外部委託先にそのことを伝達しておきましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
14-1	外部委託先の管理不足による異物混入事故が発生。	委託する工程を明示し、衛生管理（食品安全の確保）の手順を守る合意を得る。 定期的に遵守状況を確認する。
14-2	外部委託先が決められた手順を守らなかったことによる、農産物の汚染事故が発生。	外部委託先に赴き、決められた手順で作業をしているか確認する。 外部委託先が作成している記録を確認する。

C. 関係する法令等

- ・農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン（令和3年3月26日付け2生産第2478号農林水産省生産局長通知）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲリスク管理	全般	共通	農場経営管理

番号	取組事項
15	食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施。

A. 解説

農場は単独で生産工程を管理しているわけではなく、外部事業者が提供するサービスや資材等を利用して農産物の生産に当たっています。

一つは、外部の検査分析機関です。農場での生産工程管理のためのルールを定め、そのとおりに実行しても、そもそもルールを策定する際に利用した情報やデータが誤っていた場合や、ルールの内容が不十分な状態では、事故を未然に防ぐことができません。そのため、信頼できる外部分析機関等を活用して、農産物の残留農薬や放射性物質、病原性微生物、重金属等の検査、土壌や水質の分析等を行って、工程管理が必要かどうか、ルールの内容や効果が十分か、法令で定められた基準や仕様書等に適合しているかどうか、科学的な根拠に基づいて検証することが必要です。

外部の検査分析機関については、信頼できる検査機関として厚生労働省の登録検査機関や試験所認定の国際規格である ISO/IEC 17025 の認定機関を活用します。

もう一つは、資材等の購入先や、エネルギー等の供給事業者、取引先です。農業を行う上では様々な原料・資材、エネルギーを購入し、使用します。その原料・資材の安全性や安定性、エネルギー等の安定供給に問題があった場合、安全な農産物を安定的に生産できません。適切な原料・資材、エネルギー等を安定して調達するために、信頼できる事業者から仕入れることが必要です。

資材やエネルギーの取引先に関しては、安全性の担保や安定供給できる事業者かどうか、関係法令等に基づいて登録されている事業者かどうか、信頼性を評価します。行政からの情報、周辺農業者、同業者からの評価等を参考に、信頼できる業者を選定し、選定した業者に、問題が発生していないか継続的に情報を収集、評価します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
15-1	仕入先業者の経営が危なくなり資材の納品が遅滞。	行政からの情報や同業者等からの情報入手を怠らない。
15-2	残留農薬検査値の間違いにより、残留農薬基準違反を見逃す事故が発生。	ISO17025 認定機関、厚生労働省登録検査機関である検査機関に分析を依頼する。 検査機関の登録、認証の範囲を確認する。
15-3	取引先の乱雑な取扱いにより、農産物に破損事故が発生。	取扱いに関する契約書、覚書等を締結する。 取引先の作業の状況を定期的に点検する。 作業の状況の記録、提出を求める。 事故が発生した場合の処置を合意しておく。

番号	【具体例】	【想定される対策】
15-4	取引先の倉庫での管理が不十分なため、農産物の盗難が発生。	保管に関する契約書、覚書等を締結する。 取引先の保管の状況を定期的に点検する。 保管の状況の記録、提出を求める。 事故が発生した場合の処置を合意しておく。

C. 関係する法令等

- ・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- ・食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲリスク管理	全般	共通	農場経営管理

番号	取組事項
16	クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。

A. 解説

クレームが発生した時には、できる限り迅速に対応します。そのため、クレームの受付から、原因の調査、事後対応を決めるための手順を明確にしておきます。受付からクレームの分類、即時の対処、原因調査、連絡や補償、回収等の対応、再発防止の検討など、具体的な手順を定めたら実際に機能するかテストを繰り返します。テストを繰り返すことによって、手順の欠陥（例えば責任者不在の場合は、回収判断ができない等）を洗い出し、実際に役立つ手順に見直します。

一方、内部で気付いた、発覚した農場のルール違反についても、迅速に処置できるよう手順を定めておきます。まず違反により生じる農場経営に及ぼすリスクの程度の判断、続いて程度によって、違反に対する口頭での注意、再教育、ルール違反時の農産物の再検品、廃棄、回収等の処置、ルールの見直しなど、具体的な手順を定め、実際に機能するかテストを繰り返します。

こうしたクレーム及び農場のルール違反の発生時に、迅速かつ適切に事後対応措置をとらないと、農場は信用を失いかねません。その場しのぎに終わらせることなく原因を追及し、再発防止に活用します。問題が発生してから対応手順を考えていては間に合いません。事前に、クレーム及び農場のルール違反に対応するための手順を明確にしておきましょう。なお、法令違反に該当する可能性がある場合には、必ず規制当局等の関係機関に連絡、相談をします。

クレーム対応の手順については、以下を参考にしてください。

- ① クレームや商品に関する異常の発生時に、誰に連絡するか決めておく
- ② 状況及び影響の把握（商品回収の必要性の判断を含む）
- ③ 応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む）
- ④ 原因追及
- ⑤ 再発防止策の検討
- ⑥ 取られた再発防止策の効果に対する検証
- ⑦ 商品回収等のテスト

農場のルール違反が発覚した場合の手順については、以下を参考にしてください。

- ① 状況及び影響の把握
- ② 応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表等を含む）
- ③ 原因追及
- ④ 是正処置

GAP では、農場内の作業の手順(農場のルール)を定め、遵守することにより食品安

全や労働安全などを確保します。つまり、農場のルールが守られなかった場合には、食品安全や労働安全などが脅かされていることになります。そのため、農場のルール違反への対応手順も前もって用意しておきましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
16-1	商品の腐敗によるクレームが発生したが処置に時間を要し取引を停止される事案が発生。	商品のクレーム対応の手順を明確にする。 手順に基づき、原因追及、再発防止策を検討し、取引先に迅速に報告する。 クレーム対応の手順が機能するか、処置にどれほど時間を要するか、テストを行う。 テスト結果を活用し、手順を見直す。
16-2	農場の手洗いルールを守っていない作業者に対し、違反として処置しなかったため違反を繰返し、農産物の汚染事故が発生。	農場のルール違反を発見、指摘された場合の処置を明確にする。 農場のルールを周知徹底する。 事故発生時は原因追及と再発防止策の検討により再発を防ぐ。
16-3	農場のヘルメット着用のルールを守らない作業者に対し、違反として処置しなかったため、農作業事故が発生。	農場のルール違反を発見、指摘された場合の処置を明確にする。 農場のルールを周知徹底する。 事故発生時は原因追及と再発防止策の検討により再発を防ぐ。



本来の出荷用の品質を満たしていない農産物は、どのような用途に使用するのか明示し、他の用途に使用する農産物と混合されないように管理（＝「農場のルール化」）します。その際には、どのような事故品が、どのくらいの量発生し、どのように処分したのか、適切に記録しておきます。

このルールが守られないと、商品事故が発生する原因となります。

図 商品事故の防止措置

C. 関係する法令等

・製造物責任法（平成6年法律第85号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲリスク管理	全般	共通	農場経営管理

番号	取組事項
17	事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施。

A. 解説

GAP に取り組むと、事故が起こる可能性や程度は小さくなりますが、リスクがゼロになることはありません。また、発生の予想が難しい自然災害等に遭遇する可能性もあります。

近年、自然災害（台風・大雪）等が多発しており、そうした災害等が発生した場合においても、企業や組織にとって、損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図ることは非常に重要です。そのためには、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく BCP（事業継続計画）を策定しておくことが有用です。

そうした中、農業者の皆様が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、農林水産省において、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版 BCP（事業継続計画書）」フォーマットを作成しているので、こうしたフォーマットを活用しながら事前に対策を考え、事故や災害等に備えましょう。

また、万が一の事態への備えとして、保険を利用することも検討しましょう。農林水産省では、収入保険と農業共済の 2 つの農業保険を用意しています。農業保険は公的な保険であり、保険料の一部を国が補助しています。

収入保険は、原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します（青色申告を行っている方が対象）。また、農業共済は、米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受けた損失を補償します（全ての農業者が対象）。

事故発生時の農協の共済、車両の保険など、民間の保険も検討し、リスクに見合った補償を得られる仕組みを整えておきましょう。また、日本では、農産物は製造物責任法（PL 法）の対象外（農産加工品は対象）ですが、農産物を輸出する際は、輸出相手国側で対象に含まれている場合がありますので注意が必要です。また、農産物は PL 法の対象外であっても、生産した農産物を原因とする食中毒が生じた場合には、被害者、出荷先、納入先に対して民法上の損害賠償責任を負う可能性があります。そうした食中毒発生時の賠償責任に備えた民間の保険への加入も検討します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
17-1	台風により倉庫が浸水し、農産物が出荷不能。	収入保険に加入する。 農業保険による補償の適用を受ける。
17-2	自然災害に遭遇後、復旧に時間がかかり、事業再開が遅延。	「自然災害等リスクに備えるためのチェックリスト」を活用するなどして、リスクマネジメントの実施や事業継続計画（BCP）の策定を行う。
17-3	事故により従事者作業に従事できない事態が発生。	他の従業員が兼務できるよう、普段から業務のシェアを実施する。

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト 【リスクマネジメント編】の活用方法

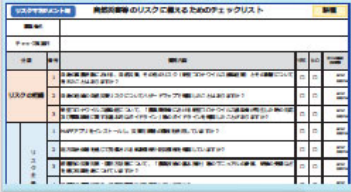
このような時のためにご活用下さい

ケース1 日頃からリスクに備えるために

チェックリスト「リスクマネジメント編」の「リスクの把握」「予防」の分類項目を用いて、自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックできます。

例えば、「MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していただきますか」などのチェック項目があります。





ケース2 台風等襲来の直前対策のために

チェックリスト「リスクマネジメント編」の「直前対策」の分類項目を用いて、台風等に特化して直前に備えておくべき項目についてチェックできます。

例えば、「トラクターやコンバイン等の農業機械を高台や屋内へ移動させましたか」などのチェック項目があります。





自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト 【事業継続編】と農業版BCPの活用方法

このような時のためにご活用下さい

ケース3 被災後の復旧・事業継続のために

チェックリスト「事業継続編」を用いて、被災後の事業継続の観点から、インフラや経営資源等、事前に被害を想定し、対策しておくべき事項についてチェックできます。

例えば、「収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか」などのチェック項目があります。



自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト				
項目	確認事項	確認	備考	備考
1	収入保険に加入しているか	○		
2	収入保険の補償内容を理解しているか	○		
3	収入保険の補償内容を確認しているか	○		
4	収入保険の補償内容を確認しているか	○		
5	収入保険の補償内容を確認しているか	○		
6	収入保険の補償内容を確認しているか	○		
7	収入保険の補償内容を確認しているか	○		
8	収入保険の補償内容を確認しているか	○		
9	収入保険の補償内容を確認しているか	○		
10	収入保険の補償内容を確認しているか	○		

さらに、チェックリスト「事業継続編」の各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、農業版BCPが作成されます。（農林水産省ホームページに掲載しているEXCEL版のチェックリストを活用すると作成がスムーズです。）



農業版BCP作成用チェックリスト				
項目	確認事項	確認	備考	備考
1	収入保険に加入しているか	○		
2	収入保険の補償内容を理解しているか	○		
3	収入保険の補償内容を確認しているか	○		
4	収入保険の補償内容を確認しているか	○		
5	収入保険の補償内容を確認しているか	○		
6	収入保険の補償内容を確認しているか	○		
7	収入保険の補償内容を確認しているか	○		
8	収入保険の補償内容を確認しているか	○		
9	収入保険の補償内容を確認しているか	○		
10	収入保険の補償内容を確認しているか	○		



BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分が確認し合しましょう。

出典：農林水産省「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」

C. 関係する法令等

- ・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）
- ・「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）
- ・製造物責任法（平成6年法律第85号）
- ・農業保険法（昭和22年法律第185号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
IV 人的資源	全般	共通	人権保護

番号	取組事項
18	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施。

A. 解説

経営資源の中で最も重要な要素が“人”です。基本的人権が守られていない農場では、作業者の不平や不満が高まり、手抜き、サボタージュ、散漫な行動等により、食品安全を脅かす事故や労働災害につながる可能性があります。

労働者や作業者がやりがいを持って気持ちよく働ける環境を提供すれば、生産性の向上が期待できます。そうした環境を整えるために、まず人の多様性を理解し、性別、国籍、宗教などによって差別や偏見がない職場環境をつくります。

「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「障害者雇用促進法」等の法令に則り、適切な手段で労働力を調達し、雇用条件を提示して納得してもらった上で、気持ちよく働いてもらえるようにしましょう。繁忙期の就業時間や休日、連続勤務等の特別な条件がある場合には、労働者との間でしっかりと話し合っ合意してください。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
18-1	法令に基づく雇用条件を守らない雇用により、従業員の不定着が常態化。	労働条件を提示し、遵守する。 雇用に関し、労働基準監督署、公共職業安定所、総合労働相談コーナーや社会保険労務士に相談する。
18-2	作業者の差別待遇により作業者間の関係が険悪化。	作業者を差別しない。 人権に関する教育を実施する。

C. 関係する法令等

- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
- ・職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 103 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅳ人的資源	全般	共通	人権保護

番号	取組事項
19	技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。

A. 解説

外国人技能実習生、特定技能などの在留資格の種類により、受入れのための手続きが異なります。外国人雇用の際に必ず適切な在留資格や就労許可を所持しているか確認するとともに、制度を理解し、関係機関と相談して準備を進め、ハローワークへ必要な届出を行います。

また、外国人技能実習生など住込みで働く作業者がいる場合、毎日元気に働くことができるように快適な住環境を提供します。電気、水道、ガスなどのインフラは元より、寒すぎず暑すぎず、ゆっくり静かに休むことができる環境を整えましょう。

労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令の規定は、外国人も日本人と同様に適用されます。農場経営者は、外国人労働者にも日本人労働者に対するものと同等の労務管理が義務付けられていることに留意してください。労働基準法第三条により外国人であることを理由に労働条件について日本人労働者と異なる不当な差別を設けることは禁止されており、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」にも同様の内容が盛り込まれています。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
19-1	不法滞在外国人の雇用によるトラブルが発生。	在留資格の確認。適切な資格を持った外国人の制度に則った受入れ。受入れ及び離職時のハローワークへの届出。
19-2	外国人技能実習生受入れの手続き不備が発生。	制度の確認。外国人技能実習機構への相談。
19-3	住居の冷暖房不備による従業員の体調不良、それに起因する農産物の病原菌汚染が発生。	快適に住める住居の提供。

C. 関係する法令等

- ・ 農業分野における技能実習生の労働条件の確保について（平成 25 年農林水産省経営局就農・女性課長通知）
- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
- ・ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）
- ・ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）
- ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
- ・ 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅳ人的資源	全般	共通	人権保護

番号	取組事項
20	家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。

A. 解説

家族経営の農場では、みんなが意欲をもって取り組めるようにするため、家族間で一人一人の役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力を十分に発揮できる環境を整えることが大切です。この実現のため、「家族経営協定」をつくりましょう。

地位を明確にして保全することで、家族のやる気を引き出すことができます。お互いによく話し合い、どのような目標に向かい、どのような立場で、どの分野に責任を持ち、どのように評価するのか、明確にしておきましょう。

また、農場の運営に携わっている女性農業者に対しては、家族経営協定を締結することで、次のような優遇措置が講じられています。

- ・共同経営を行っている場合、家族経営協定の締結等を要件に、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請を認めています。
- ・農業者年金の被保険者である認定農業者等の意欲ある担い手と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者等が所定の要件を満たせば、基本となる保険料に対し一定割合の国庫助成が行われます。
- ・個別経営で加工分野、新作物分野、新技術にチャレンジしようとしている配偶者が農業改良資金、農業近代化資金等の資金の貸付を受けようとする場合は、家族経営協定を締結していることを要件の一つとしています。
- ・家族経営協定において、経営内での役割分担が明確化され、夫婦共に経営方針の決定に参画する等の共同経営主であることを確認できる場合には、農業委員会の農地のあっせん名簿にその両者を登録します。

女性の意見を取り入れることは、公正で多様性に富んだ活力ある農業の実現にもつながるので、積極的に取り入れていきましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
20-1	家族の話し合い不足により、役割が不明確になり農薬の過剰散布が発生。	家族で話し合い、役割を決める。 家族の合意の下、役割等を含む家族経営協定を締結する。
20-2	作業に見合った見返りがなく不満が増加し、手抜きによる事故が発生。	家族で話し合い、報酬等を決める。 家族の合意の下、報酬等を含む家族経営協定を締結する。

川村家の約束事～家族経営協定書～

【スローガン】 田茂木野ならではの特性を活かした農業へのチャレンジと、家族が協力しあってゆとりと楽しみのある農業を目指す

第1条【我が家の営農・生活目標】

- (1)我が家の農業経営の発展のため、各自はそれぞれの能力を発揮し、お互いの責任と協力で健康でゆとりある明るい暮らしを実現することを目的とする。
- (2)担当部門と主な内容は次のとおりとし、家事についてできる限り協力しあう。

	部門	主な内容
経営主	果樹・野菜	果樹・野菜の栽培管理、経営全般総括、簿記記帳、税申告、家事協力
経営主の妻	りんご・野菜、観光農園	りんご・野菜の栽培管理、販売、雇用管理、体験受入、家計管理、高齢者の送迎、食事の支度、育児、家事全般
後継者	花卉・りんご・野菜	花卉・りんご・野菜の栽培管理、販売、育児
後継者の妻	観光農園・花卉	体験カフェ運営、体験受入、加工、販売、花卉の販売管理、食事の支度、育児

- (3)家族はお互いにプライバシーを尊重しあう。
- (4)定期健康診断を受けるなど健康管理に気を配る。

第2条【家族会議の開催】

- (1)家族会議は、年1回(12月25日)総括会議を開催し、当該年度の農業経営及び生活について確認し、今後の方針等話し合う。この際、1年間の家計報告も行うものとする。
- (2)毎日、始業前にミーティングを行い、各自の農作業進捗状況や作業調整等について話し合う。

第3条【労働時間及び休日に関すること】

- (1)1日の労働時間は、原則として8:00～17:00までとする。／休憩:12:00～13:00／休息:午前・午後、それぞれ15分
- (2)休日については、原則として月2回(2週間に1回)とする。但し、農繁期(5月～11月)は、作業の進捗状況にあわせて家族で話し合いをして決める。

第4条【労働報酬に関すること】

- (1)経営主は後継者はじめ家族に対して報酬を現金で支

払うものとする。

経営主の妻 年間〇〇円
後継者 年間〇〇円
後継者の妻 年間〇〇円

- (2)収益が予想を上回った場合や著しく低下した場合は、家族間で協議し、その額を変更することができる。
- (3)このほか、ボーナス等は半年毎に収益により家族が相談して決める。

第5条【家計費に関すること】

家計費は経営主が負担し、家計管理は経営主の妻が行い、その収支について家族に報告する。

第6条【研修と福利厚生】

- (1)各自の能力向上のため、各種研修会等へはできるだけ参加するものとする。
- (2)家族のリフレッシュのため、年1回は家族旅行を行う。

第7条【経営・家計移譲等に関すること】

- (1)経営・家計移譲については、後継者夫婦の意向を踏まえながら、今後、経営主夫婦が検討して決める。
- (2)夫婦の老後や介護等の生活設計については、今後、話し合いを深め、準備するものとする。

第8条【その他】

この協定書に規定されている以外の事項が生じた場合は、その都度家族間で協議のうえ決定するとともに、必要に応じて立会人に相談する。

(付則)

- (1) この協定書は、平成××年××月××日から実行する。
- (2) この協定書の有効期限は実施日より1年間とし、異論がない場合は、自動的に更新されるものとする。

平成 年 月 日

協定締結者

住所:〇〇〇〇〇〇×××××

経営主 A

経営主の妻 B

後継者 C

後継者の妻 D

立会人 立会人 E

立会人 F

印
印
印
印
印
印

図 家族経営協定書の例（親・後継者間）

出典：日本農業法人協会「さあはじめよう！\イキイキ家族の／「家族経営協定」スタートブック」

C. 関係する法令等

- ・家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）